

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求上告事件
国側当事者・国

平成25年3月21日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年5月30日判決、本資料262号-109・順号11959)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年9月28日判決、本資料262号-207・順号12057)

決 定

上告人	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	森下 麻友美

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成25年3月21日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 金築 誠志

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 横田 尤孝

裁判官 白木 勇

裁判官 山浦 善樹